

大阪市立 新東淀中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月改定

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・格闘技の技を掛けられる
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・万引きを強要される
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・汚物その他の飲食物でない物を飲食させようとする
- ・下着を脱がされる
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「夢と希望を持ち、自ら未来を切り拓き、地域を愛し、地域に頼られる生徒」育成のために「大阪市立新東淀中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ①いじめを絶対に許さないこと、いじめられているこどもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ②相談窓口を明示するとともに、生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- ③いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どのこどもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。

3. いじめの未然防止についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ①小中連絡会「4校連絡協議会」をさらに充実させ、学習指導計画・授業交流・生徒会と児童会の交流等を進める。
- ②習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実を図る。
- ③校内研究授業で教員の研修を実施し、互いに学びあうことを推進する。
- ④各テストのデータを、継続的に結果分析を行い、対策を策定していく。

(2) 自己有用感を高めるために

- ①生徒会活動の「ユニセフ募金」等を通じてボランティア精神を育む。
- ②体験学習を推進し、自己の生き方を主体的に追求する。
- ③自己理解を深めるとともに、互いのよさを認め合う学年・学級づくりを推進する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①人権教育の充実。人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②道徳教育の充実。人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れ、いじめを許さない、見逃さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ③情報モラルの充実。「ケータイ安全教室」の実施をする。

4. いじめの早期発見についての取組

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ①日常の観察として、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかという点に気をつけて観察する。
- ②遊びやふざけのようにも見えるものの気になる行為があった等の情報を教職員間で共有する。
- ③日常の変化（5W1H：いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのように）の記録を行う。
- ④実態把握の方法として、定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- ⑤スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用をする。
- ⑥東淀川区子育て支援室や大阪市こども相談センター等の外部機関との連携をする。
- ⑦いじめ相談窓口の周知のために、資料を配布する。

5. いじめの早期解決についての取組

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ①発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、学校における「いじめ不登校対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ②いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除き、安全を確保する。また、個人情報の取扱い等、プライバシーに十分に留意して対応する。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応に適切に行えるように協力を求める。
- ④必要に応じていじめた生徒を別室において指導することをしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- ⑥ネット上のいじめに対して「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」活用する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

＜構成＞ 管理職（長は校長とする）・生徒指導主事・生活指導部長・学年代表
特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー等

※ 事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

- ＜役割＞
- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・毎月、いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動に関する情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

＜調査等＞

- ① 生徒対象いじめアンケート調査：年3回（7月・12月・3月）
- ② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
：年2回（6月・8月）

＜研修会＞

- ・人権教育実践研修会（11月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供する。
- ② H P、学校だより等による広報活動を積極的に行う。
- ③ 学校協議会・P T A実行委員会・4校P T A実行員会など意見交換する場を設ける。

(3) 取組内容の検証

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、本校で定めた取組が計画通りに進んでいくかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、P D C Aサイクルで検証する。
- ② 「運営に関する計画」に基づいて検証する。

7. 重大事案への対処

①重大事案の意味

ア. 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 例えば、
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- など

イ. 「相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

②事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

ア. いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をすることが必要である。

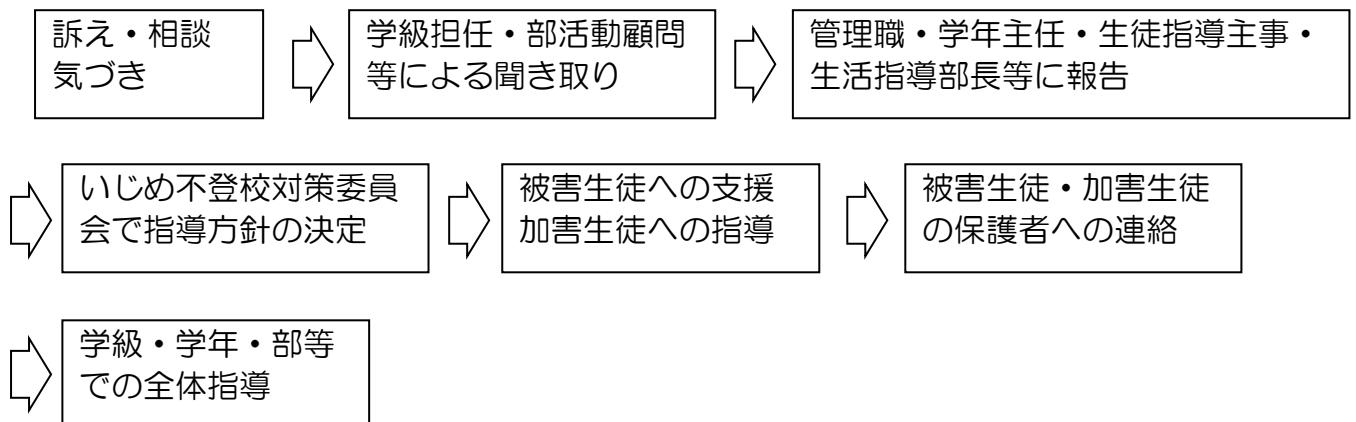
イ. いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

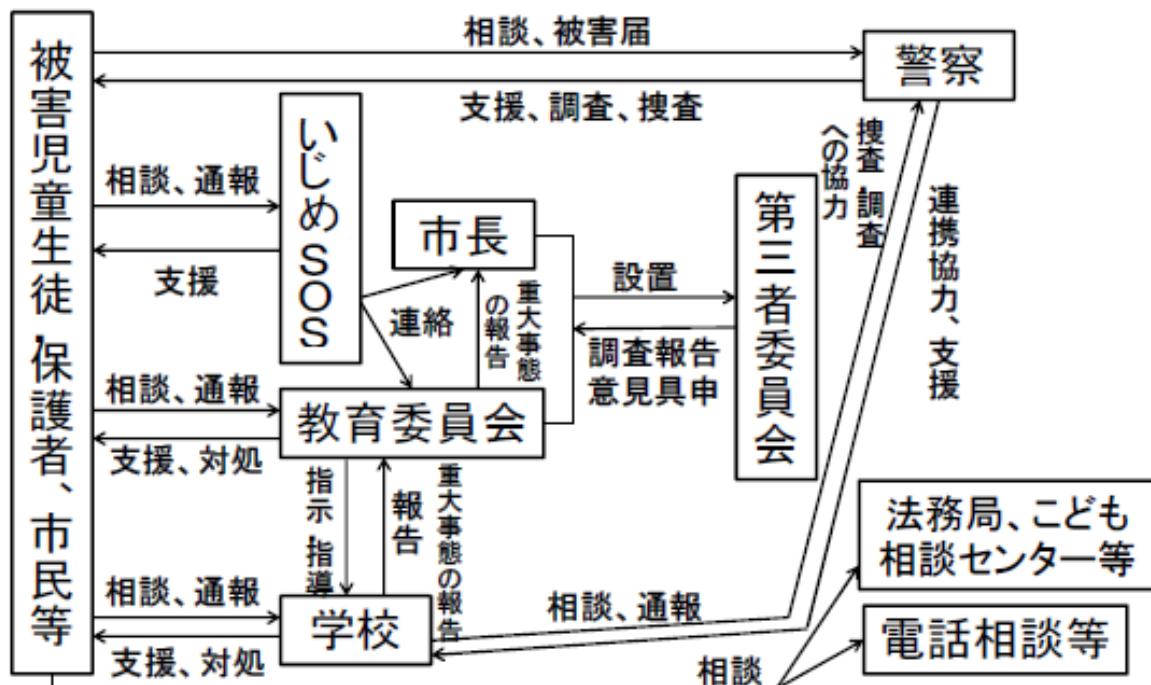
③在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

④情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかつたと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

※ いじめ発見の際の流れ



被害児童生徒・保護者の視点からの いじめへの対処: 救済ルートの確保



全ての被害児童生徒・保護者にとって公平・公正な いじめへの対処: ルールの明確化

- 【基本理念】**
- 被害児童生徒の救済と尊厳を最優先 ○いじめを許さない
 - 回復すべきは人間関係よりも個人の尊厳 ○被害児童生徒・保護者の意見・要望の尊重
 - 被害児童生徒・保護者の知る権利 ○隠蔽には厳正に対処
 - 混乱の鎮静化を優先しない ○救済ルートの確保と対処ルールの明確化

基本理念に基づく対処ルール

早期発見の方策

- ・定期的な調査
- ・管理職への報告
- ・組織的な対応
- ・「いじめSOS」等

事案の調査及び早期対応

- ・行為の制止、安全確保
- ・心のケア及び学習支援
- ・事案の調査、判断
- ・被害児童生徒・保護者の要望・意見の尊重、情報開示と説明
- ・犯罪行為の警察への通報等
- ・ルールに基づく加害児童生徒への対応措置(含:出席停止及び個別指導教室)
- ・安心できる学習環境の確保 等
- ・加害児童生徒等の転校の意思確認

重大事態への対処

- ・報告・申立て
- ・第三者委員会による調査
- ・規則の制定、委員の人選(被害児童生徒の保護者の意向尊重)
- ・調査への協力義務
- ・被害児童生徒・保護者への情報提供・報告
- ・調査結果の報告・公表
- ・市長・教委による措置

いじめ対策 その他のポイント

○いじめの未然防止のための方策

- ・道徳教育におけるいじめ問題の取扱い
- ・教職員のいじめ問題への対応能力の向上
- ・学校外での幅広い人間関係の機会拡大

○いじめ対策への組織的取組

- ・「大阪市いじめ対策連絡協議会」の設置・運営
- ・保護者との連携の強化
- ・ネットいじめへの対応のための連携
- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定
- ・学校におけるいじめ対策のための組織